

東海第二原発の廃炉をもとめる署名

茨城県知事 橋本 昌 殿

【請願主旨】

福島第一原子力発電所の事故は、避難住民をはじめ、農・漁業などの多方面に甚大な被害を及ぼし、原発の危険性を国民の前に明らかにしました。原発で過酷事故は起きないという「安全神話」は崩れました。

東海村にある東海第二原子力発電所では、3月11日の東日本大地震により、原子炉が自動停止しました。その後2日間、外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は津波の影響で動きませんでした。6.1mの防護壁に5.4mの津波が押し寄せたのです。もし、津波があと少し高かったら、電源のすべてを失い、福島第一原発と同じような深刻な事態になるところでした。

福島第一原発から半径20km圏内は警戒区域（立入禁止）とされ、住民は避難生活を余儀なくされています。東海第二原発から20km圏内には、福島原発周辺の10倍の71万人が暮らしており、原子炉立地では、国内一の人口密集地です。茨城県庁もこの中に含まれます。

東海第二原発は運転開始から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きています。

以上をふまえて、私たちは、東海第二原発の廃炉を求めます。

【請願項目】

- 一、東海第2原発の再稼働を認めないこと。
- 一、東海第二原発の廃炉を、国と事業者に求めること。

氏 名	住 所

取り扱い団体

水戸翔合同法律事務所